府有財産(汽船「はやなみ」)の

買受一般競争入札参加要項

**売払い予定の府有財産(汽船「はやなみ」)の買受入札に参加を希望する方は、買受入札参加申込みが必要です。**

入札に参加される方は、本要項のほか、汽船「はやなみ」に関する仕様書等を熟読のうえ参加申込みを行ってください。

〈　**買受入札参加**申込の受付　〉

令和６年４月２日(火)から同月１５日(月)まで

〈　入札書提出及び買受候補者の決定　〉

令和６年４月１９日(金）　午前1１時

令和６年４月

大阪府環境農林水産部水産課

目　　　次

第１章　総則　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3ページ

1‐1　適用

1‐2　大要

1‐3　スケジュール

1‐4　配布図書及び提出時期

1‐5　買受入札参加資格

第２章　買受入札参加申込　・・・・・・・・・・・・・・・・ ・・・・・　７ページ

2‐1　買受入札参加申込

2－2　買受入札参加申込の受付

2‐3　買受入札参加資格確認書の交付

2-４　買受入札参加申込要項等に対する質問

2－5　売払物件の現地確認

2－6　買受入札参加申込要項等に対する質問の回答

2－7　入札保証金の納付

2‐8 入札書の提出

第３章　買受者の決定及び引渡し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15ページ

3‐1　買受候補者の決定

3－2　契約保証金の納付

3‐3　買受金額の算出方法

3‐4　大阪府暴力団排除条例に基づく審査

3－5　売買契約の締結

3‐6　買受代金の納付

3‐7　売払物件の引渡し

第4章　その他

　　4　問合せ先　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17ページ

本要項に記載の入札件名は、『府有財産（汽船「はやなみ」）の買受一般競争入札』が正式な名称ですが、本要項その他では、『府有財産（汽船「はやなみ」）の買受入札』と表示します。

**第　１　章　　総　則**

**１-1　適用**

本要項は、大阪環境農林水産部水産課が所有し、令和6年2月末をもって、新造船就航により不用となったことから売払いを予定している府有財産（以下「売払物件」という。）の買受入札(以下「本入札」という)の参加申込み等の手続きについて定めるものです。

本入札に参加を希望する者は、本要項に基づき必要な手続きを行ってください。

**1-2　大要**

売払いの大要は以下のとおりです。

詳細は、本要項及び仕様書等（以下「配布図書類」という。）を参照してください。

 　(１)売払物件及び船舶番号

汽船「はやなみ」（船舶番号136790）

（2）引渡し形態

係留地（堺市堺区塩浜町1番地　塩浜第3号物揚場地先）における海上（係留）引渡し

（３）残燃料

有(残燃料代金の算出方法については「3-2　買受金額の算出方法」に記載のとおり)

（4）最低売却価格

　　　２，４９０，０００円（税抜）

（５）売払い先の決定方法

予定価格以上で、最高の入札額を提示した者を売払いの予定者（以下「買受候補者」という。）として決定する。

（６）契約書の作成

　　要

（７）契約保証金

　　大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第67条に規定する契約保証金を契

約締結日までに大阪府に納めてください。

（８）経費区分

別に定めのある場合を除き、売払物件に係る入札、契約締結に要する費用、搬送及び所有権移転に必要な一切の費用は、本入札参加者及び買受候補者の負担です。

**1-3　スケジュール**

売払いに関するスケジュールは以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 内　　　容 | 日　　　程 |
| 買受入札参加要項等の公表及び配布開始日時 | 令和６年４月２日（火）　午前10時 |
| 買受入札参加要項等に対する質問 | 令和６年４月２日（火）から同月１５日(月)まで |
| 売払物件の現地確認 | 令和６年４月１１日(木)及び同月１２日(金)　の２日 |
| 買受参加申込の受付 | 令和６年４月２日(火)から　同月１５日(月)まで |
| 買受入札参加資格確認書の交付 | 令和６年４月１７日(水) |
| 買受入札参加要項等に対する質問の回答 | 令和６年４月１７日(水) |
| 入札保証金の納付期限 | 令和６年４月１９日(金)　午前１０時３０分 |
| 入札書の提出日時 | 令和６年４月１９日（金）　午前11時 |
| 大阪府暴力団排除条例に基づく審査 | 買受候補者の決定後速やかに |
| 売買契約書の作成期限 | 契約書送付の日から10日以内 |
| 買受代金の納付期限 | 納付書発効日から20日以内 |
| 買受物件の引渡し | 代金の納付確認後 |

　※日程の詳細は、後記の第2章及び第3章の各々の該当する項目でご確認ください。

**1-4　配布図書類及び提出時期**

本入札にかかる配布図書類及び提出時期は以下のとおりです。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 内　　　容 | 提　出　時　期 | 交　付　方　法 |
| 買受入札参加申込要項等 | 府有財産(汽船「はやなみ」)の買受入札参加要項 |  | 大阪府HP上で交付(URL：<https://www.pref.osaka.lg.jp/suisan/work/patrol.html> |
| 買受入札参加申込書(様式‐1) | 買受入札参加申込時 |
| 買受参加資格確認書(様式‐2) | 大阪府より原則メールで通知します |
| 使用印鑑届(様式‐3) | 買受入札参加申込時 |
| 誓約書(様式‐4) | 買受入札参加申込時 |
| 質問関係 | 質問書(様式‐5) | 質疑時 |
| 視察関係 | 現場確認参加申込書(様式‐6) | 現場確認参加申込時 |
| 入札関係 | 入札保証金納付書 | 入札時 |
| 入札書(様式‐7) | 入札時 |
| 委任状(様式‐8) | 入札時 |
| 買受入札参加辞退届 (様式‐9) | 辞退時 |
| 契約関係 | 売買契約書(様式‐10) | 契約締結時 |
| 引渡関係 | 引受書(様式‐11) | 買受物件引受時 |
| 仕様関係 | 汽船「はやなみ」に関する仕様書 |  |

**1-5　買受入札参加資格**

本入札への参加は、個人又は、法人を問いません。

ただし、次の(1)から(4)までの要件をすべて満たす必要があります。

（1）次のアからカまでのいずれにも該当しない者であること。

ア　成年被後見人

イ　民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ　被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

エ　民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

オ　民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

カ　破産者で復権を得ない者

（2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

（3）大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第2号及び第4号の規定に該当しない者であること。

（4）無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分を受けた団体に該当しない者であること。

**第　２　章　　買受入札参加申込**

**2-1　買受入札参加申込**

本入札への参加を希望する者は、買受入札参加の申込みが必要です。

本入札参加の申込みを行っていない者及び参加資格を有しない者は入札に参加できません。

**2-2　買受入札参加申込の受付**

本入札に参加を希望する方は、本入札にかかる参加資格（「1-5　買受入札参加資格」）を確認のうえ、以下のとおり申込みしてください。

（1）受付期間

令和６年４月２日(火)から同月１５日(月)まで

（2）提出方法

持参又は郵送の方法により提出してください。その他の方法（口頭、電話及びFAX等）による提出は受付けません。

ア　持参による提出

受付期間内に（3）必要書類を提出してください。

（受付場所）

〒598-0061　大阪府泉佐野市住吉町9-6

大阪府漁港管理事務所　漁港・漁業取締グループ

(受付の日時)

土曜日、日曜日、祝日を除く平日の午前１０時から午後０時１５分又は午後１時から

午後４時

イ　郵送による提出

受付期間内必着で（3）必要書類を送付してください。

（送付先）

〒598-0061　大阪府泉佐野市住吉町9-6

大阪府漁港管理事務所　漁港・漁業取締グループ

府有財産売払い担当者　宛て

なお、郵送による申込みを受領した場合は、電話にて受領した旨を連絡します。ただし、令和６年４月１５日（月）までに受領があった旨の連絡がない場合は、電話にて確認をお願いします。

確認先　大阪府漁港管理事務所　漁港・漁業取締グループ

℡：072-462-8649

（3）必要書類（各１部）

ア　買受入札参加申込書（様式-1）　（必須）

イ　使用印鑑届（様式-3）　（必須）

ウ　誓約書（様式-4）　（必須）

エ　印鑑登録証明書(個人)又は印鑑証明書(法人)

（原本で発行日が令和６年４月２日以降のもの）　（必須）

オ　履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し

（原本で発行日が令和６年４月２日以降のもの）　（法人の場合に限る。）

(4）補足事項

ア 提出された書類は、本件に係る審査のみに使用し、他の目的には使用しません。なお、提出された書類は返却しません。

イ 提出書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

エ 申込者名、入札金額は買受候補者を決定の後公表します。

オ 買受入札参加申込後に辞退する場合は、入札書提出日の前日までに買受入札

参加辞退届（様式-9）を提出すること。

辞退届の提出が無く、入札に不参加の場合は、辞退したものとみなします。

カ 電子メールアドレスを保有していない方は、買受入札参加申込時に申し出て下さい。

**2-3　買受入札参加資格確認書の交付**

本入札への参加資格の有無については以下のとおり通知します。

（１）結果通知

令和６年４月１７日（水)までに通知します。

（２）通知方法

本入札参加資格の有無については、「買受入札参加資格確認書」を電子メールにて送付するとと

もに、電話により送信の旨を連絡します。　(電子メール以外の方は別途連絡します。)

電子メールアドレスに誤りがあると通知できませんので、買受入札参加申込書(様式-１)の

電子メールアドレスの記載誤りにはご注意ください。

電子メール以外の方法に拠らざるを得ない方は、買受入札参加申込時に申し出て下さい。

参加資格がないと認められた申込者に対しては、その旨原則電子メールにて送付します。

交付した買受入札参加資格確認書は、入札書提出時に提出が必要です。

**2-4　買受入札参加要項等に対する質問**

　本要項及び配布図書類に対する質問は次のとおり行ってください。

（１）質疑受付期間

令和６年４月２日（火）午前10時から

令和６年４月１５日 (月)午後４時まで

（２）質疑提出方法

電子メール、郵送又は持参の方法により提出すること。その他の方法（口頭、電話及びFAX等）による質問は受付しません。

ア　電子メールによる提出

電子メールに質問書（様式-5）を添付のうえ、以下の事務局電子メールアドレス宛てに送付してください。

この場合、件名は必ず　『【質疑提出】汽船「はやなみ」』　としてください。

送付先　水産　漁港管理事務所 suisan-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp

なお、電子メールによる質問を受信した場合は、着信があった旨をメールで返信します。令和６年４月１５日（月）午後５時までに返信がない場合は、電話にて確認をお願いします。

確認先　大阪府漁港管理事務所　漁港・漁業取締グループ

℡：072-462-8649

イ　郵送による提出

質問期間内必着で質問書（様式-5）を送付してください。

　　　（送付先）

〒598-0061　大阪府泉佐野市住吉町9-6

大阪府漁港管理事務所　漁港・漁業取締グループ

府有財産売払い担当者　宛て

なお、郵送による質問を受領した場合は、電話にて受領した旨を連絡します。ただし、

令和６年４月１５日（月）午後５時までに連絡がない場合は、電話にて確認をお願いします。

確認先　大阪府漁港管理事務所　漁港・漁業取締グループ

℡：072-462-8649

ウ　持参による提出

質問期間内に質問書（様式-5）を提出してください。

　 　（提出先）

〒598-0061

大阪府漁港管理事務所　漁港・漁業取締グループ

(受付の日時)

土曜日、日曜日、祝日及び振替休日を除く平日の午前１０時から午後０時１５分又は午後１時から午後４時

**2-5　売払物件の現地確認**

令和６年４月１１日（木）及び同月１２日(金)、係留地における売払物件の現地確認（申込者毎に30分程度（最大1時間まで））を行います。

現地確認を希望される方は、現地確認参加申込書（様式-6）により申し込みを行ってください。

 (１)現地確認申込期間

令和６年４月２日(火)午前１０時から

令和６年４月８日(月)午後３時まで

(２)申込方法

電子メール、郵送又は持参の方法により提出すること。その他の方法（口頭、電話　及びFAX等）による提出は受付しません。

ア　電子メールによる提出

電子メールに現地確認参加申込書（様式-6）を添付のうえ、以下の事務局電子メールアドレス宛てに送付すること。

この場合、件名は必ず　『【現地確認参加申込み】汽船「はやなみ」』　としてください。

送付先　　水産　漁港管理事務所 suisan-g05@sbox.pref.osaka.lg.jp

なお、電子メールによる現地確認参加申込書を受信した場合は、メールにて着信があった旨を返信します。ただし、令和６年４月８日（月）午後４時までに返信がない場合は電話にて確認をお願いします。

確認先　大阪府漁港管理事務所　漁港・漁業取締グループ

℡：072-462-8649

イ　郵送による提出

申込期間内必着で現地確認参加申込書（様式-6）を送付してください。

（送付先）

〒598-0061　大阪府泉佐野市住吉町9-6

大阪府漁港管理事務所　漁港・漁業取締グループ

府有財産売払い担当者　宛て

ウ　持参による提出

申込期間内に実視参加申込書（様式-6）を提出してください。

　　　（提出先）

〒598-0061　大阪府泉佐野市住吉町9-6

大阪府漁港管理事務所　漁港・漁業取締グループ

 (３)現地確認日

令和６年４月１１日（木）及び同月１２日(金)

（各日とも２回（午後１時から午後2時まで及び2時半から3時半まで）の開催を予定）

　ただし、希望者が４組を超えた場合は別途調整する場合があります。

 (４)現場確認時の質問

現場確認時に質問がある場合は、「2-4　買受入札参加申込要項等に対する質問」

（２）ウ　持参による提出の方法」により質問書（様式-5）を提出してください。

**2-6　買受入札参加申込要項等に対する質問の回答**

以下のとおり質問に対する回答を行います。

（1）質問回答日時

令和６年４月１７日（水）（午前10時）

（２）回答方法

ア　質問回答については、大阪府環境農林水産部水産課のホームページにおいて回答します。

回答書掲載　<https://www.pref.osaka.lg.jp/suisan/work/patrol.html>

（3）その他

ア　回答は、すべての質問に対する回答を記載します。(質問者名は公表しません)

イ　質疑に対する回答内容は、本要項と合わせて、当該入札の条件となります。

ウ　入札や物件の売払いに関係のない質疑や、入札実施に影響を与えると判断した場合は、回答しない場合があります。その場合は、理由を付して回答しない旨の回答を行います。

**2-7　　　　　入札保証金の納付　　　　（入札日当日）**

　**入札日当日は**、入札開始時刻までに入札保証金を納付する必要がありますので、午前9時半頃

迄には会場にお越しください。

　先着順に入札保証金の納付事務を行いますので、待機場所でお待ちください。

（1）入札に参加するためには大阪府へ入札保証金（保証小切手）を納付する必要があります。

（2）入札保証金は、入札書に記載する入札金額に100分の２以上（１円未満切上げ）とします。

〔 例 〕

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 入札しようとする入札金額 | 計算式 | 入札保証金 |
| ５，０００，０００円 | ×２／１００ | ＝１００，０００円以上 |

（3）入札保証金は入札当日の受付時に受領いたしますので、**現金**又は保証小切手をご用意ください。

（4）入札保証金の納付は１回限りです。一旦受領した後は追加や変更ができませんのでご注意ください。

（5）入札保証金を保証小切手で納付する場合、その保証小切手は、大阪手形交換所に加盟する金融機関の府内所在の本店又は支店が振り出し、発行日から１０日以内のもので納付してください。

（6）入札保証金は、落札者以外の方には入札終了後その場で還付し、落札者には契約締結後に還付します。なお、落札者への還付については還付請求の日から10日程度を要しますのでご了承ください。

（7）入札保証金には、利子は付しません。

（8）入札保証金は、所定の手続きを行うことにより契約保証金に充てることがきます。

（9）落札者が落札物件の契約を締結しないとき（落札後、入札参加資格（1-5参照）を有しない者であることが判明し、失格したときを含む。）は、入札保証金は還付されませんので、ご注意ください。

（10）入札保証金を小切手で納付する場合は、一般線引き・持参人払い小切手で納付してくださ

い。（特定線引き小切手は不可）





**③大阪手形交換所に加盟する金融機関の府内所在の本店又は支店が振り出したもの**

**2-8　　入札書の提出**

入札書の提出は以下のとおりとする。

（1）入札書提出日時

令和６年４月１９日（金）　午前11時

提出時刻に入室されていない場合、入札に参加することはできません。

（2）提出場所

〒598-0061　大阪府泉佐野市住吉町9-6

大阪府漁港管理事務所　漁港・漁業取締グループ　1階会議室

（3）入札金額の提示方法

入札金額は入札書（様式-7）に金額を記載の上、提出してください。

（4）金額の表記

入札書には、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札った契約希望金額の110分の100（いわゆる税抜額）に相当する金額を記載してください。

なお、入札金額は、仕様書に記載の残燃料代金を含まない額としてください。

（5）入札回数

　　原則１回とする。

(6)再度の入札

ア　予定価格以上の有効な入札書の提出がないときは直ちに再度の入札を行う。

イ　再度の入札は、２回以内とする。

ウ　当初の入札において、次のいずれかに該当する者は、再度の入札に参加することはできない。

(ｱ) 入札を辞退した者又は入札書を提出しなかった者

(ｲ) 無効とされた入札をした者

（7）入札時に提出するもの

ア　買受参加資格確認書(様式-2)（必要）

申込み受付の処理がなされたもの（電子メールにて送付されたもの。各自印刷のうえ持参のこと。)

イ　入札書(様式-7)（必要）

再度の入札提出に備え、入札書は複数枚準備しておくこと。

ウ　委任状(様式-8)（必要に応じて）

代表者に代わり代理人が入札書を提出する場合、提出が必要です。なお、代表者自らが入札書を提出する場合は不要です。

エ　使用印(使用印鑑届に押印の印)又は代理人使用印（必要）

オ　筆記用具（黒若しくは青の万年筆又はボールペン）

（8）入札の無効等

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

1. 入札金額が、最低売却価格の金額に達しない入札
2. 買受入札参加資格のない者がした入札又は委任状を提出せずに代理人がした入札
3. 指定の時刻までに入札書を提出しなかった入札
4. 所定の入札書によらない入札
5. 入札保証金を納付していない者の入札
6. 入札金額が入札保証金の50倍を超える入札
7. 入札者又はその代理人の記名押印がない入札
8. 代理人が参加する場合において、委任状の代理人使用印と異なる印鑑が押印された入札書
9. 入札者又はその代理人が１人で２枚以上の入札をした場合、その全部の入札
10. 入札者及びその代理人がそれぞれ入札した場合、その双方の入札
11. 入札金額、入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
12. 入札金額を訂正した入札
13. 入札に関し、不正な行為（他の者の入札書を覗き見る等）を行った者がした入札
14. 郵送、電話又は電送等をもってした入札
15. 本要項に従わない又は違反した入札

（9）一旦提出された入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

（10）買受参加資格確認書の交付を受けた者であっても、この入札徴取日までの間に買受参加資格を失った者は入札に参加することができません。

(11) 入札に当たっての注意事項

1. 入札書には、入札者の住所、名称を記入の上、印鑑登録印を押印してください。

代理人が入札する場合は、その者の住所、名称を併記し、代理人の印を必ず押印してください（この場合、印鑑登録印の押印は省略できます。）

1. 入札書への金額の記入には、アラビア数字（０、１、２、３・・・）の字体を使用し、最

初の数字の前に￥マークを付けて記入してください。

1. 金額欄の記入において使用する通貨単位は、日本国通貨（円）に限ります。
2. 入札金額は貸付物件全体の貸付料年額を記入してください。
3. 入札済の入札書は、いかなる理由があっても、書換え、引換え又は撤回をすることができ

ません。

**第　３　章　　買受者の決定及び引渡し**

**3-1　買受候補者の決定**

ア．有効な入札を行った者のうち、入札金額が、大阪府が定める最低売却価格以上で、かつ、最高の価格をもって入札した者。

イ．アに該当する者が２者以上あるときは、開札後直ちに行うくじ引きにより決定します。なお、この場合、該当者はそれを辞退できません。

ウ．開札結果は、速やかに大阪府ホームページ等で公表します。また、入札の公平性・透明性確保のため、入札内容（買受物件、落札者の住所・氏名・落札金額、入札参加申込者の住所・氏名・入札金額）をホームページ等で公表する予定ですので、参加者はこのことを了承した上で入札に参加してください。

**3-2　契約保証金の納付**

1. 買受候補者は、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第67条に規定する契約保証金を契約締結日までに大阪府に納めてください。
2. 契約保証金は、買受代金の滞納があった場合、その費用に充当することを目的としています。買受代金に充当した場合は、不足が生じた額を速やかに納付してください。買受候補者が売買契約の締結を行わない場合は全額大阪府に帰属します。
3. 契約保証金の額は、買受金額の１００分の５（1円未満の端数が生じた場合は、円未満を切り捨てる）とします。

契約保証金の計算例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 買受金額 | 計算式 | 契約保証金 |
| ５，９０５，０７５円 | ×５／１００ | ＝２９５，２５３円以上 |

1. 契約保証金には、利子はつきません。
2. 契約保証金は所定の手続きを行うことにより、買受金額に充当することができます。
3. 買受候補者が契約を締結し、買受代金を納付した後、大阪府は、買受候補者からの請求に基づき、契約保証金を返還します。なお、返還にあたっては、請求後、10日程度要しますので、あらかじめご承知おきください。

**3-3　買受金額の算出方法**

買受額は、買受候補者が入札した金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して算出される金額に、残燃料代金(※1)を加算して算出される額（1円未満の端数が生じた場合は、円未満を切り捨てる）とします。

なお、残燃料の量は誤差の如何に関わらず２，２００ℓとして計算します。

※１　残燃料代金については次式により算出します。

　(ℓ当たり税抜単価×残燃料量＋消費税及び地方消費税相当額)

計算例＝（１４７円３０銭/ ℓ×２，２００ℓ×1.１０）＝405,075円

　（参考：ℓ当たり税抜単価とは、経済産業省資源エネルギ―庁資源・燃料部石油流通課が公表する「石油製品価格調査１．給油所小売価格調査(ガソリン、軽油、灯油)」

（毎週月曜日調査・水曜日公表）における軽油の令和６年４月１７日公表の大阪地域価格

**3-4　大阪府暴力団排除条例に基づく審査**

買受候補者が法人の場合は、大阪府暴力団排除条例に基づき、本府が指定する期日までに、役員名簿(氏名及びその読み仮名、生年月日がわかるもの)を提出しなければいけません。

なお、役員名簿を提出しない場合又は条例に基づく警察関係への照会の結果、暴力団及び暴力団密接関係者であった場合は契約の相手方になることはできません。

**3-5　売買契約の締結**

* 1. 「3-3　大阪府暴力団排除条例に基づく審査」の結果、暴力団及び暴力団密接関係者に該当しない場合、契約書を送付します。(原則電子メール)
	2. 買受候補者は、契約書が送付された日から10日以内に、売買契約書により契約を締結してください。
	3. 買受候補者が契約を締結しない場合は、契約予定金額の100分の2に相当する額を違約金として徴収します。(1円未満の端数が生じる場合は円単位で切り上げます。)

**3-6　買受代金の納付**

1. 買受候補者は、「3-4　売買契約の締結」の後、本府が発行する納入通知書により、納付書発行日から20日以内に買受代金を納付してください。
2. この場合、所定の手続きを行うことにより、契約保証金を買受代金に充当することができます。その場合は、買受代金から契約保証金の額を差し引いた額を納付していただきます。

**3-7　売払物件の引渡し**

買受代金の納付の日から起算して10日以内に売払物件を引き渡します。

物件の引渡しに関する詳細及び注意事項は次のとおりです。

(１)引渡し場所

　　「1-2　大要(2)」のとおり。

(2)引受書の提出

買受者は、物件を引き受けるときは、引受書を提出してください。

(3)引渡しにかかる注意事項

買受者は、売買物件の引渡し後、売買物件が数量の不足その他契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。

また、買受者は、目的物の引渡し時以後に生じた目的物の滅失又は損傷を理由とする履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができません。

なお、引渡しについては、事前に「第４章4　問合せ先」の担当者と協議を行い、業務に支障が生じないようにすること。

**第　４　章　　そ　の　他**

**4　問合せ先**

大阪府漁港管理事務所　漁港・漁業取締グループ

〒598-0061　大阪府泉佐野市住吉町9-6

　　℡：072-462-8649

　(担当者)　　入札、契約手続等に関すること 上田、天野

　　　　　　　売払物件、汽船「はやなみ」に関すること　森脇、名倉